

◇大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 建築物に設ける防火扉に係る定期調査の調査項目等を定めることにしました。
- 2 定期調査に係る調査方法を改めることにしました。
- 3 この規則は、令和7年7月1日から施行することにしました。

(計画調整局建築指導部建築確認課、計画調整局建築指導部監察課)